## 申請書作成の際の注意事項

- 申請書は「1. 電子申請システム(申請書情報入力)」と「2. 申請内容ファイル」 で構成されます。申請書に重大な不備がある場合には、不受理とすることもありま すので、募集要項及び申請書の注意事項を熟読の上、作成・申請をしてください。
- 振興会に申請した申請書の差し替えは一切認められません。

## 1. 電子申請システムについて

- (ア)「電子申請のご案内」ページ(<u>https://www-shinsei.jsps.go.jp/index2.html</u>) から**国際交流事業用のIDとPW**を用いてログインする。
  - →「申請書新規作成」を選択
    - →「二国間交流事業(共同研究・セミナー)」を選択
      - →A枠:相手国と対応機関を確認の上、正しい事業名で申請してください。
        ※同じ国でも複数の対応機関との事業がある場合や、国は別でも対応機関略称名が同じ、といった場合があります。相手国側研究者に確認の上、正しい国・機関名の記された事業名を選択してください。
        - B枠:「オープンパートナーシップ共同研究」、「オープンパートナー シップセミナー」から選択してください。

【注意】誤った事業名を選択して申請した場合、差し替えることはできません。

- A枠では、相手国側対応機関が受け付けた申請と一致しない場合、日本側の申請・相手国側の申請とも審査の対象外となります(例:中国 NSFCとの共同研究に申請するつもりが、中国CASとの共同研究に申請してしまった)。
- A枠の予定がB枠に申請した場合、日本側の審査は行われますが、相 手国側の申請は審査の対象外となります。
- (イ) 電子申請システムは6月中旬から入力・提出が可能となります。
- (ウ)【A 対応機関との合意に基づく共同研究・セミナーのみ】双方に提出された申請 書において、代表者名が一致していない場合、その申請は審査の対象外となりま す。研究課題名(英文)・セミナー名(英文)が一致していない場合においても、 審査の対象外となる可能性があるため、相手国側代表者と申請内容をよく確認し てください。
- (エ)小区分について、自身の申請書の審査を希望する書面審査区分に含まれる小区分 を選択してください。複数の書面審査区分に現れる一部の小区分を選択した場合 は、審査を希望する書面審査区分と合議審査区分を選択する必要があります。 なお、実際の書面審査は、電子申請システム上で表示される書面審査区分ではな く、「書面審査セット」で行います。事業ごとに異なる書面審査区分や小区分を 組み合わせて書面審査セットを設定する場合がありますので、二国間交流事業の 「書面審査セット表」も参照の上、申請書を作成してください。

https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei\_shinsa.html

- (オ)和文、英文の指定がありますので、これに従ってください。JIS第1水準及び 第2水準以外の文字コードや特殊フォントは使用することができません。
- (カ)参加者について、申請時に募集要項「4.要件」に記載の条件を満たしている必要があります。ただし、学部学生については研究開始日の時点で修士課程以上の 在籍者となる予定の者であれば、職名を学部学生、最終学位を学士取得見込みとして登録できます。
- (キ)日本及び相手国以外の第三国の学術研究機関等に所属し研究に従事している者は 原則として、日本側及び相手国側参加者等となることはできません。
- (ク) 【共同研究のみ】研究の終了日について、研究遂行上明確な理由がある場合を除 き、月末を最終日としてください。
- (ケ)【共同研究のみ】申請内容ファイルの実施計画、申請書情報入力の「申請経費」 を入力する際には、研究期間と会計年度に不一致がないよう留意してください (例:7月から2年間の実施期間の場合、3会計年度となります。第1会計年度 は7月から翌3月、第3会計年度が4月から6月まで)。
- (コ)ウェブサイトに電子申請システム上の入力画面を参考情報として掲載していますので、併せてご確認ください。
  https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei\_bosyu.html

## 2. 申請内容ファイル

(ア)二国間交流事業のウェブサイトで公開されている申請書様式(Word様式)を基に 作成されたもの以外の提出は認められません。必ず下記ウェブサイトからダウン ロードしてください。

https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei\_bosyu.html

- (イ)様式は「共同研究」、「セミナー」でそれぞれ異なりますので、正しい様式を使 用してください。
- (ウ)申請内容ファイルは、フォントを埋め込んだPDFファイルをアップロードしてください。Wordファイルでのアップロードも可能ですが、外字や特殊フォント等は正しくPDFファイルに変換されないため、フォントを埋め込んだPDFファイルのアップロードを推奨します。フォントを埋め込んだPDFファイルの作成方法については、申請者向け操作手引(詳細版)12ページを参照してください。
- (エ)日本語又は英語で記載してください。これら以外の言語での記載は認められません。
- (オ) 様式の改変(増ページ、項目の追加・削除、枠内の注意事項等の削除・修正等) はできません。
- (カ) 3MB以上のファイルは送信できませんので、画像を貼り付ける際はご注意くだ さい。
- (キ) ウェブページのURLの記載は可能ですが、当該ウェブページの内容は審査の対象とはなりませんので注意してください。

- (ク) 【A枠のみ】相手国側研究者が相手国側対応機関に申請する指定の様式・内容と は異なりますので、ご注意ください。
- (ケ)申請書の作成に当たって、生成AIを利用することは、意図せず著作権の侵害、個 人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した 上で申請者の責任において判断してください。